

# あかびら 広報 4

April.2017 No.856

## 小中学校 適正配置計画

- 
- 4 市政執行方針
  - 8 教育行政執行方針
  - 10 赤平市の家計
  - 12 炭鉱遺産活用の基本構想(案)

# 赤平市立小・中学校適正配置計画【変更】を

(平成29年度～平成33年度)

## 策 定

平成23年6月、学校関係者や学識経験者などで組織した「赤平市学校教育条件整備審議会」による「赤平市立小・中学校の適正規模、適正配置について」の答申を十分に尊重し、検討を重ね、平成24年1月に「赤平市立小・中学校適正配置計画(平成24年度～33年度)」を策定しました。

計画策定後約5年を経過し、具体的なスケジュールや校舎の整備方法などが未定であった小学校統合について計画することを目的に、「赤平市立小・中学校適正配置計画【変更】」を策定しました。

問合せ 学校教育課 ☎32-1822

現計画(平成24年策定)による適正配置の取組

【平成26年4月1日】

茂尻小学校と住友赤平小学校

平岸小学校の3校を統合

※現計画のとおり実施。

【平成30年4月1日(予定)】

赤平中学校と赤平中央中学校

を統合

※現計画では平成28年4月1日の予定。

赤平高校跡地を北海道から譲渡されることになり、施設の整備方法を当初の大規模改造一部増築から新築へ変更したため、平成30年に先送り。

### 子どもの推移

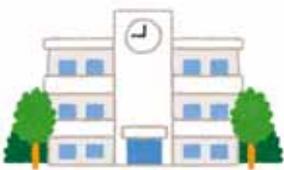
次頁の「児童生徒数及び学級数の推移」で示されているとおり、6学年6学級(1学年1学級)を維持できる学校は、豊里小学校及び赤間小学校の2校で、茂尻小学校は平成33年度及び34年度において複式1学級の5学級となる見込みです。転出者が見込みより増加する場合など、複式学級になる年度は早まる可能性があります。

現計画の変更と

小学校の適正配置

計画策定後約5年を経過し、小学校の後期適正配置計画に位置付けられ、実施年度などが未定でした赤間小学校と豊里小学校の統合について具体的な計画を策定することを目的に、赤平市立小・中学校適正配置計画【変更】を策定しました。

現計画では、赤平市学校教育条件整備審議会の答申を尊重し、複式学級の解消を含め一定規模以上の学校づくりを基本方針に計画を進めてきました。今後についても、この基本方針に沿って適正配置を進めますが、少人数によるきめ細やかな指導の有利性も考慮しながら、検討します。その際の通学区域の変更(弾力的な運用)につきましては、引き続き保護者を含め関係者と協議しながら検討します。



## 適正配置計画【変更】

### の概要

豊里小学校と赤間小学校を統合します。

統合小学校は、統合中学校を新築後に現赤平中学校を除却し、その跡地に国の負担金事業を利用して整備します。

ただし、統合協議を進める過程で、児童数の減少などにより茂尻小学校を含めた3小学校の統合が望ましいと判断される場合は、保護者・地域住民と意見交換を行い、市内1校とします。

※現計画で統合計画がなかった茂尻小学校は、児童数の推移を見ながら、市内1校の是非について、定期的に意見交換を行う予定です。

豊里小学校と赤間小学校の統合（場合によっては茂尻小学校も含む）は、平成34年4月1日をめざします。

※新築による整備にあたり、学校現場、組織予定の「小学校統合準備委員会」の意見を伺いながら検討するため、相当の期間が必要になります。現時点で統合小学校の完成は、平成33年12月を予定しています。

## 児童・生徒数及び学級数の推移(平成28年度～平成34年度)

※学級数は、普通学級(特別支援学級を除く。)を計上

※  …複式学級

	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度	H 32 年度	H 33 年度	H 34 年度
	児童数 (生徒数)						
	学級数						
茂尻小	87	75	76	65	56	54	51
	6	6	6	6	6	5	5
豊里小	74	74	75	69	70	68	62
	6	6	6	6	6	6	6
赤間小	173	185	179	173	157	156	151
	6	6	6	6	6	6	6
赤平中	150	130	112	112	133	134	135
	6	5	4	4	5	5	5
中央中	71	68	54	50	44	47	40
	3	3	3	3	3	3	3

※平成30年度から赤平中学校と中央中学校は統合します。



# 市政執行方針

現在、日本国内における人口減少対策が最重要課題とされ、本市におきましても、平成28年度が「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」の事実上スタートの年となりました。

各種施策に積極的に取り組んできた結果、人口減少率は前年の3.17%から2.38%に緩和され、出生者数は、前年の31名から47名に増加となるなど、少しずつではあります。これが市民の皆様、企業や団体の皆様のご協力によるものであります。さらなる成果を上げるためにも引き続き行政として市民の声を真摯に受け止め、役割分担や相互協力、行政支援などのあり方を協議し、オール赤平で市民力・産業力・行政力を発揮できるよう、

全力を挙げて取り組んでいきます。

昨年は台風による被害が発生しました。本年度も被害箇所の復旧対応に当たるほか、災害を教訓として、地域間、地域と行政間の連携強化について協議を進め、安心・安全な地域社会づくりを推進します。こうした取り組みのほか、平成30年度に仮称札幌赤平会を設立することを目標に準備作業を進めます。また、本年度から企業版ふるさと納税を実施できるように地元企業の本社と協議をさせていただくなど、市外との連携もキーワードの一つとして応援体制の確立に努めます。さらに、北海道や空知管内、中空知管内の自治体間における連携事業も推進していきます。

根室本線沿線の4市2町で構成されている根室本線対策協議会においては、鉄路維持を前提とした協議を継続していきます。

以上の事業をはじめ、様々な事業を展開するには財源確保が重要となります。引き続き市長自らが国や道、企業、関係機関などを訪問し、本市の実情を説明して、支援や協力をお願いしていきます。将来のまちを展望し持続性のあるまちを構築することが、未来を担う子供たちの明日を導きます。市民誰もが住み続けたい。住んでいて良かったと実感していただけることが、移住・定住につながります。そんな思いを抱けるまちづくりを目指していきます。

8頁の「教育行政執行方針」と重複する、しごと・ひと・まち創生総合戦略の教育関連施策と、赤平市総合計画の「生きる力を育む生涯学習社会」に関する方針については掲載を省略します。

また、近隣の高校に働きかけ、就職希望の高校生を対象に市内で合同企業説明会を実施します。**市内企業等就職者への助成** 卒者及び市外から市内企業へ新規就労して市内に居住された方で、1年以上就労された方を対象に、就職祝い金として「まごころ商品券」を交付します。

## 「しごと・ひと・まち創生総合戦略」関係

### 地元産業の強みを活かした雇用確保と地域産業の振興

**求人・求職の市町連携PR** 中空知定住自立圏構想に基づき、なかそらち会議において、管内の企業紹介の冊子や動画、ホームページなどで情報発信を行うなど、地元定着・就業促進事業を市町連携で継続します。

**学生地域定着推進** 江別市内4大学との「学生地域定着推進広域連携協議会事業」として、市内企業で学生インターンシップ事業を実施します。

**6次産業化** 本年度から新たな地域おこし協力隊により6次産業化に向けた知識などを深め、サポート体制を強化し、地元特産品の推進を目指します。

**新製品開発研究** 地元農産物特産品化業務委託を継続し、ノウハウや専門性を兼ね備えた事業者の外部目線で、新たな地元農



市政執行方針を述べる  
菊島 好孝 市長

産物の加工品をつくり、地域特産品のブランド化を図ります。

### 若者が安心して子どもを生み育てられる地域づくり

**子育て支援住宅の充実** 学校区を中心とした地域で、子育てに適した広さや設備などを備えた住宅整備を目指し、吉野団地の外構・造成設計、既存住宅の一部を除却します。

**持ち家住宅** 建設促進や中古住宅の活用により、住環境の向上と移住定住人口の確保及び地域経済の活性化を図ることを目的として、「持ち家住宅建設等助成事業」と「持ち家住宅土地購入助成事業」を継続します。

**民間賃貸住宅建設、リフォーム、土地購入・家賃助成** 若年層世帯などの移住定住促進や地域経済の活性化を目的として、「民間賃貸住宅建設費助成事業」、「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」、「民間賃貸住宅土地購入助成事業」、「民間賃貸住宅家賃助成事業」を継続します。

**子育て支援条例等の制定** 平成28年度に赤平市子ども・子育て会議内で、子育て支援条例策定専門部会を設けており、「家族の

日」の制定も含め、平成30年4月からの条例施行を目指して協議します。

**高校生以下の医療費無料化** 子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもが安心して医療を受けられるよう継続します。

**高校通学費助成** 就学に要する保護者の経済的負担を軽減するため、「高等学校等通学費等支援制度」を継続します。

**ひとり親世帯への助成** ひとり親家庭に対する入学支度金、民間賃貸住宅家賃の一部を「まごころ商品券」として交付しており、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため継続します。

**保育料の軽減拡充** 国の基準の50%軽減を実施していますが、本年度から、さらに就学前の乳幼児の第2子目以降の保育料を無料化します。

**子育て支援施策PR** 動画や市ホームページなどを活用するほか、本年度は市内に看板を設置します。

### 高齢者が生きがいを持って安心して生活できるプラチナ社会の形成

**介護サービス施設専門職の養成** 本年度は社会福祉協議会と連携

し、「介護職員初任者研修」を開催して新規就労者の確保に努めます。

**お試し暮らし事業の拡充** 市街地における空き店舗や空き家、自然景観に恵まれた空き家を調査し、お試し暮らし住宅の軒数拡大について検討します。



「お試し暮らし事業の充実を図ります(お試し住宅の台所)」

### 地域包括ケアシステムの構築

「在宅医療と介護の連携」「認知症予防施策の推進」「生活支援と介護予防サービスの充実・強化」に引き続き取り組みとともに、介護事業者やNPO、エリアサポーターなどのボランティアと協力しながら、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

**健康づくり教室の開催** 町内会や老人クラブなどの地域組織に対し、保健師などによる健康づくり教室を引き続き開催します。

**地域医療の確保** 医師・看護師・医療技術者などの必要な人材を安定的に確保し、「新公立病院改

革プラン」に基づき、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを進めます。

### 恵まれた自然環境と地域資源を活かした個性と魅力あるまちづくり

**炭鉱遺産公園整備** 本年度はあかびら市民まちづくり提案事業に基づく市民参加によるズリ山展望広場の植樹と、炭鉱遺産公園ガイダンス施設を整備します。

**炭鉱遺産の世界遺産登録等の研究** 北海道と自治体間との連携によって日本遺産登録を目指すほか、本年度は国などの文化財登録に向けた検討委員会を設置し、今後の取り組み方法などを検討します。

**絶景マップ作成** 平成28年度に実施したフォトコンテストの写真素材としてマップを作成し、まちの魅力を発信します。



「写真でまちの魅力を発信します(入賞作品のフォトコンテスト)」

**宿泊施設整備** 本年度は専門機関と連携しながら、本市におけるお客様の実態を調査します。

将来的な宿泊需要を推計し、適切な規模や客室機能、付帯施設などを整理し、宿泊施設の整備手法や誘致の素材とします。

**ポケットパーク整備** 平成28年度の地元商店街のアンケート調査結果をもとに、場所や規模、整備の目的について地元商店街と協議します。

**AKABIRAへスによる地元PR** 本年度は商店街などの情報発信コーナーを設置し、市内への観光客流入を図ります。入込状況や効果について把握し、施設内スペースのリニューアルを図りながら、農業者が自主的に販売に関わる運営体制を確立します。

**赤平映像PR** 赤平市移住プロモーション動画を活用し、首都圏や都市部で放映するほか、電車内広告を作成し、首都圏で本市の情報を発信します。

**まちづくり活動支援** 「あかびら市民まちづくり提案事業」の中から市民団体に採択された3事業を実施します。また、「まちづくり活動推進事業補助金」「まちづくり・人づくり事業補助金」も継続します。

## 「第5次 赤平市総合計画」関係

### すこやかで安心して 暮らせる社会を つくりましょう

**保健事業** 健康相談、健康教育、講演会、イベントなどを通じ、運動習慣や栄養、うつ自殺防止対策などに取り組みます。

また、喫煙対策と受動喫煙防止対策に引き続き取り組みます。**生活習慣病の予防** 生活習慣を改善し、生活習慣病の発症予防や重症化予防が図れるよう、保健指導を充実します。

また、各種がん検診の受診率向上に努め、感染症予防についても、知識の普及啓発に努めるとともに、各種予防ワクチンの接種推進と接種費用の助成を継続します。

**母子保健事業** 訪問や相談、乳幼児の各種健診により、発育状況のチェックと子育てに関する相談を行うなど、子育て支援を継続します。

また、一般不妊治療費または特定不妊治療費の一部を助成します。

**5歳児健康相談** 発達上、特に支援が必要な子どもを早期に把握し、連携を図りながら発達支援を行える環境を整備します。

**介護保険事業** 「まる元運動教室」「物忘れスクリーニング」を開催し、認知症予防教室などで適切な予防プログラムを提供しながら専門医療機関への受診勧奨を行います。また、「認知症サポーター養成講座」を開催し、介護予防と認知症対策に努めます。

さらに、本年度から訪問介護・通所介護が市町村主体の地域支援事業に移行するため、生活支援コーディネーターとともにエリアサポーターや地域の方々と協力しながら、高齢者支援を進めていきます。

**地域医療体制の確保** あかびら市立病院において、外来から入院、在宅復帰まで一貫して地域住民が安心して医療が受けられるよう、地域の基幹病院としての役割を担っていきます。また、救急医療についても、市内唯一の救急指定病院として、医療体制の維持に努めます。さらに、北海道地域医療構想により、中空空知医療圏における回復期病床の不足解消に向けて、病床機能の一部転換を検討します。

**国民健康保険事業** 平成30年度

には都道府県が国保の財政運営責任者となるため、北海道が中心的な役割を担うこととなります。道並びに北海道国民健康保険連合会と連携を図り、円滑な制度移行に向け作業を進めます。

**高齢者福祉** 福祉関係団体やボランティア組織などの協力を得ながら、高齢者を支える体制づくりを推進します。また、高齢者世帯等除雪費助成事業などを継続し、高齢者福祉施設とも連携を図りながら支援を行います。

**障がい者福祉** 生活介護や就労継続支援などの各種障がい福祉サービスを実施し、生活支援を行います。また、平成28年度に実施した「手話奉仕員養成入門講座」に続き、本年度は「手話奉仕員養成基礎講座」を開催します。

**保育所** 園庭遊具の点検補修を実施するなど安全な保育環境に努めます。また、引き続き保育士の確保に努めます。

**子育て支援センター** 子ども同士の間わりや保護者同士の交流、育児相談など、気軽に話ができる場づくりを進めます。

また、障がいのある子どもや発達支援が必要な子どもに対し、専門機関と連携を図りながら、個別相談や適切な支援の実施に努めます。

**ひとり親家庭への支援** 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業などを継続します。また、配偶者などからの暴力被害を受けた女性や子どもの生活支援を行います。

**地域防災** 本年度も道路や河川の被害箇所の復旧対応にあたります。また、災害を教訓として、地域間、地域と行政間の連携強化について協議を進めます。防災マップを更新するほか、防災備蓄品・災害時用小型発電機等を計画的に整備します。

さらに、災害対策本部となる市庁舎について、本年度は、耐震化工事実施設計を実施します。

**消費者対策** 消費者にとって役立つ情報を提供し、消費生活相談室などで相談も受けながら、消費者保護に努めます。

**交通安全対策** 各町内会や関係機関と連携して交通安全運動を

行います。交通事故根絶に努め、交通事故死ゼロ2千日を目標に掲げるとともに、飲酒運転根絶に努めます。

### 大地に根ざした たくましい産業を つくりましょう

**産業振興** 新たな企業の受け入れも含めて、設備投資や雇用拡大を図る企業に対して企業振興促進条例に基づく支援を継続します。また、「産業振興人財育成事業」に助成し、人材育成を図ります。さらに、「チャレンジ・アレ

ンジ産業振興奨励金」「産業フェスティバル」を継続します。

**特産品の推進** 「赤平市特産品推進協議会」においてふるさと小包セットの販売を継続します。また、がんがん鍋やホットレッグなどのPRや販路拡大に努めます。さらに、農産物加工品の開発に取り組みます。

**商業** 後継者問題も含め、商店街振興対策協議会を中心に協議を行い、中心市街地の活性化に努めます。また、チャレンジショップを継続し、地域おこし協力隊が常駐して商店街の賑わいを創出します。さらに、商店街の環境美化についても地元商店と協議



交通事故の根絶に努めます

します。

**農業** 本年度は、たきかわ農業協同組合と連携しながら農業基盤整備工事を行います。また、「中山間地域等直接支払事業交付金制度」「多面的機能支払制度」「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し、支援します。

さらにJR札幌駅内のどさんこプラザなどで、地元農産物や加工品を市内外にPRし、販売します。

**林業** 「森林環境保全整備事業」や「未来につなぐ森づくり推進事業」を行い、森林整備を推進します。

**観光** エルム高原施設で手ぶらキャンプや謎解きゲーム、冬の雪遊びイベントなどを開催し、散策路の活用や彫刻公園SARK IYAMAのPRを行います。

「らんフェスタ赤平」あかびら火まつりについては、伝統を継承し、魅力ある個性豊かなイベントの充実に努めます。「市民花火大会」は、本年度も5千発の花火を打ち上げていただくため、募金の協力を働きかけます。さらに、学生地域定着推進広域連携協議会を通じて火まつりへの学生の参加者を募り、イベントの盛り上がりとともに本市の魅力を実感していただきます。



学生の参加を募り、火まつりに参加します

**ゆとりと潤いのある  
快適な生活を  
支えましょう**

**公的住宅**

福栄地区の改良住宅建替事業については、平成28年度からの繰越明許予算として、11号棟1棟8戸の建設、吉野団地建替事業については、平成31年度の建設に向けて外構・造成設計と吉野第一団地3棟8戸の除却を実施します。また、長寿命化改善事業については、平成28年度からの繰越明許予算として、緑ヶ丘第一団地の屋根改善のほか、青葉団地B棟の外壁及び屋上防水を行います。

**移住・定住促進事業**

「住みかエール事業」、「赤平おためし暮らし」を継続するほか、北海道移住促進協議会やなかそらち会議などを通じて、本市の各種支援

制度や宅地分譲などの情報を道内外へPRします。

**市道** 文京学園通、西文1条通の改良舗装工事や右岸通の舗装改修工事、錦町1条通排水整備工事、北文本通のロードヒーティング改良工事を実施します。

**橋りょう** 新成大橋ほか4橋の補修工事や、平成30年度の補修に向けた大谷沢2号橋と左大谷沢5号橋の実施設設計を行います。

**公園** 翠光苑ほか3公園の遊具・休憩・管理施設の整備のほか、コミュニティ広場のトイレ改修を実施します。

**上水道** 前年の台風災害によって多くの世帯で断水したことを教訓とし、取水場に予備の水中ポンプを配置するほか、配水管などの施設の計画的な整備を進めます。



取水場に予備のポンプを配置し、断水を教訓として準備します

**環境衛生** 「ごみボックス補助制度」を創設し、老朽化したごみ

ボックスの更新を促進します。

また、「飲用水等確保事業補助制度」を創設し、水道が引かれていない地域などの井戸のポンプや除鉄機などの設置及び取替に要する費用の助成を行います。

**人と人が語り合い  
行動できる地域づくりを  
進めましょう**

**赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略**

施策の早期実現に努めるとともに、総合戦略会議並びにみらい部会にてPDCAサイクルに基づく施策の効果検証を行っていただき、人口減少対策に取り組みます。

**市民参加型のまちづくり**

「まちづくり講演会」や「あかびら市民まちづくり提案事業」を継続し、まちの活性化やまちづくりへの参加意欲を高めます。

**情報共有**

「定期的な住民懇談会」「こんばんは市長室」「市長がおじゃまします」を継続します。また、広報あかびらや市ホームページなどを活用するほか、重要案件に関しては、市民説明会やチラシを作成するなど、市民周知に努めます。

**地域コミュニティ活動** 地域のコミュニティ活動を維持するた

め、「地域コミュニティ活動推進事業補助金」を増額するほか、「町内会街路防犯灯維持管理事業交付金」などを継続します。また、引き続き赤平市町内会連合会の活動を支援します。

**赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金(ふるさと納税)**

市内関係事業者のご協力によって全国から多額の寄附金をいただいています。本年度も新たな返礼品を増やすよう努めるほか、積極的に都市部でのPRを実施します。また、総合戦略施策の実施に向けた企業版ふるさと納税について、関係事業者と協議します。

**仮称札幌赤平会**

札幌市を中心に本市と縁のある方が大勢居住されています。本年度は市民協力をお願いし、本会設立に向けた参加者名簿を作成します。

**行財政改革**

各種事業推進にあたっては国・道などの効果的な財源確保に努めるとともに、歳出においては効率・効果的な予算執行を図ります。また、財政状況を見極めながら公共施設等総合管理計画に基づく事業を推進します。

市政執行方針の全文につきましては、市のホームページをご覧ください。

# 教育行政執行方針

赤平市における教育を取り

巻く状況については、関係法令の改正による新しい教育委員会制度が導入され、新制度に基づいた総合教育会議を中

心に市長と教育行政が連携することとなりました。市の教育課題に市長と教育行政がそれぞれ役割を果たし、教育環境の充実に取り組んでいます。

主要な教育施策である児童生徒の学力向上については、

全国学力・学習状況調査が実施されて10年が経過しました。本市においては一層の学力向上策を講じるとともに、次期学習指導要領の改訂が進む中、周到な準備に取り組みます。

赤平市立小・中学校適正配置計画については、人口減少に伴う児童・生徒数の推移、あるいは教育条件の変化の対応に遅れをとることなく、適切な整備を図ります。また、小学

校統合の検討についても、小学校と中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた系統的な教育の考え方を重視して進めていきます。

社会教育においては、第5次赤平市社会教育中期計画が策定後3年を経過し、折り返しのための見直しを行います。特に、炭鉱遺産公園構想における文化財保護事業を重点とした施策の推進に努めます。

教育委員会としまして、赤平市の子どもたちが大きな夢と希望を持ち、それぞれの年代の成長に応じたチャレンジを続けてゆくための教育環境づくりに努めていきます。し

ごと・ひと・まち創生総合戦略の主要事業のうち11事業を担う教育行政として、市政の一翼を担う気概を持ち、教育政策の方向性を市長と一致させて行政執行にあたります。

豊かな学びを実現する  
学校教育の推進

## 豊かな学びを実現する 学校教育の推進

**学力向上対策** 全国学力・学習

状況調査の結果を広報やホームページで公表するとともに、各小中学校において、子どもたち一人ひとりの学習到達度・理解度の把握と、指導方法の工夫改善に取り組みます。

本年度は新規事業として、子

ども塾を含む学習活動のサポート事業を実施するなど、積極的な学力向上対策を講じます。

**体力の向上** 各小中学校において、

休み時間の縄跳びや児童会による全校遊びなど、学校ごとに工夫を凝らした体力向上の一校一実践を継続します。

また、「こども体力測定会・走り方教室」をはじめ、各種スポーツ大会など社会教育事業への参加促進に努め、子どもたちの体

力の向上を図ります。

**道徳教育** 道徳が特別の教科として位置づけられたことを踏ま

え、各学校では道徳教育の全体計画など諸計画の見直しや授業改善を進めています。本年度は道徳科教科書の採択を行います。

**食育・学校給食** 農業体験や望

ましい食習慣を育成する食育を推進します。また、昨年度に策定した学校給食における食物アレルギーの対応指針に基づき、安全安心な給食を提供します。

給食費会計の公会計化については、本年度は移行期間として学校経由で給食費を市会計に納入する方式を導入し、平成30年度から予定している完全公会計化に向かいます。

**いじめ問題** いじめの積極的認



教育行政執行方針を述べる  
多田 豊 教育長

知を行い、状況によってはスク

ルカウンセラーなど外部の専門家に協力を仰ぎながら、適切な対応を進めます。また、いじめアンケート調査の実施(年2回)や、子ども会議の開催など、いじめの未然防止と解消に向けた積極的な対策を講じます。

**体罰の防止** これまでのアン

ケート調査(年1回)では体罰の発生はありませんでしたが、今後とも体罰防止の徹底を図り、未然防止に努めます。

**不登校** 不登校が生じない魅力

ある学校づくりを進めるとともに、休みが続く児童生徒に対し、個別の支援シートやプランを作成して早期の解決に努めます。

また、昨年成立した教育機会確保法に基づく不登校対策に努

め、スクールカウンセラーや青少年センター指導員による対応、適応指導教室への通所支援を継続します。

**特別支援教育** 昨年施行された障がい者差別解消法を踏まえた特別支援教育の充実に努めます。

また、ことばや心身の発達に課題のある小学生に対する通級指導教室については、積極的な活用を図るよう指導や相談にあたります。



児童・生徒の安全確保 インターネットトラブル、不良行為、薬物乱用、児童虐待、登下校時の交通安全、不審者による前兆事案など様々な非行や被害が危惧されますが、学校と警察署、防犯・交通安全の関係機関が連携して安全指導を行います。また、地域住民による見守り活動にも期待しつつ、教育委員会と学校による指導に努めます。

さらに、昨年の自然災害を教訓として、各小中学校においては、火災・震災を含む防災訓練を実施します。

赤平市立小・中学校の適正配置計画 統合中学校の新校舎建設工事を旧赤平高校跡地にて着工します。平成30年度の統合に向けて、活力ある学校運営を推進するため、教職員挙げて諸準備に取り組みます。

適正配置計画の後期計画の変更については、最終的に市内小学校一校体制も視野に入れ、統合小学校の新築を基本とした変更計画を策定しました。今後、保護者説明会や住民懇談会などで意見交換を行います。

**コミュニティ・スクール** 小中学校の統廃合で校下の通学区域が広域化し、従来の学校を支えるしくみが地域の実情に合わなくなってきました。地域が学校運営に参画する持続可能なしくみと地域コミュニティづくりの構築ができるよう、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの導入を図ります。

**幼稚園教育** 保護者の就労形態の変化に対応するため、預かり保育を継続します。

また、幼保連携型認定こども園への移行を想定し、福祉部局との連携を図ります。

**つと・心と・まち創生総合戦略** 人材育成と定住促進を期待して貸付金の返還を免除する奨学

金制度、高校通学費等助成、ICT活用のための備品整備を継続します。



幼稚園教育 卒園式の様子

また、新規事業として子ども塾を含む長期休業中や放課後の学習活動の支援を行う学生ボランティア事業を実施します。

**教職員の服務規律の保持** 教職員による飲酒運転、体罰、わいせつ行為などについては校長会を通して注意を呼びかけ、職場研修を実施しています。引き続き不祥事の未然防止と服務規律の保持に万全を期します。

**学び合いで地域力を育む 社会教育の推進**

**青少年教育** いじめ問題や学力、体力の向上など、学校教育や家庭教育が抱える課題は、青少年教育にも共通する課題として重視しています。各事業の目的の達成とともに、思いやりや礼儀の励行、時間の厳守などは、生活や学習活動上の規律の問題として特段の指導に努めます。

青少年の校外生活の指導にあたる青少年センターは、警察署や防犯・交通安全の関係団体と連携しながら、適切な安全の確保に努めます。

**公民館活動** 東公民館・交流センター・みらいにおいては、市民の学習ニーズに合った講座や機会事業のテーマを開発するとともに、親しみやすく利便性の高い施設運営を行います。

**図書館と読書活動** 乳幼児に絵本を贈るブックスタート事業や学校移動図書館などを実施します。図書館職員やボランティアなどの人材面で図書運営のノウハウを蓄積し、地域に根ざした読書環境づくりに努めます。

**芸術・文化活動** サークルや同好会会員の減少、高齢化が進む中、市民総合文化祭、東公民館まつり、みらいまつりをはじめとして、個々の連盟、サークルなどの発表会が活発に行われていきます。多様な文化活動を積極的に推進します。

庭教育が抱える課題は、青少年教育にも共通する課題として重視しています。各事業の目的の達成とともに、思いやりや礼儀の励行、時間の厳守などは、生活や学習活動上の規律の問題として特段の指導に努めます。

**文化財保護** 炭鉱遺産公園整備事業について、市の関係部局と緊密な連携を図りながら、施設整備及び保存活動に努めます。また、立坑やぐらを中心とした関連施設について、国指定文化財などの認定を目的とする委員会の設置を検討します。

**体育・スポーツ** 子どもたちがプロスポーツ選手と触れ合い、技術の向上を目的とした「こども野球教室」、北翔大学との連携事業で子どもたちの体力向上をめざす「体力測定会・走り方教室」、健康増進と病気予防を目的とした「市民スマイルウォーキング」を実施します。また、「軽スポーツ・ニュースポーツ大会」など、幅広い年齢層のスポーツ振興に努めます。



はめす大会が行われます。幅広い年齢層のスポーツ大会を実施します。

教育行政執行方針の全文につきましては、市のホームページをご覧ください。

●しごと・ひと・まち創生総合戦略施策

保育所の第2子保育料の無料化、合同企業説明会、介護職員初任者研修事業、宿泊施設立地調査など

●総合計画施策

産業振興人材育成事業、農業後継者サポート事業、商店街振興対策事業、保育所保育料の50%軽減、社会教育・体育施設使用料の無料化、地域住宅建設事業、公園施設整備事業など

●公共施設等総合管理計画施策

統合中学校建設事業として約16億円を予算化(2カ年継続事業の初年度分)

●あかびら市民まちづくり提案事業 (昨年度に初めて募集した市民提案をもとにした事業)

ズリ山展望広場植樹基盤整備事業、子ども冬季イベント事業、市営テニスコート給水施設設置事業

一般会計性質別歳出

性質別区分	29年度当初予算	28年度当初予算	増減率(%)
人件費	12億1,569万円	12億1,387万円	↑0.1
物件費	10億1,767万円	9億4,381万円	↑7.8
補助費等	13億9,559万円	13億2,431万円	↑5.4
扶助費	16億5,144万円	15億9,853万円	↑3.3
普通建設事業費	23億1,648万円	10億6,455万円	↑117.6
災害復旧事業費	8,767万円	—	皆増
維持補修費	3億463万円	2億8,292万円	↑7.7
公債費	9億205万円	9億2,312万円	↓2.3
積立金	1億5,241万円	1億240万円	↑48.8
投資及び出資金	2億3,811万円	2億2,275万円	↑6.9
貸付金	5,014万円	3,703万円	↑35.4
繰出金	9億7,902万円	9億8,618万円	↓0.7
予備費	2,000万円	2,000万円	0.0
合計	103億3,090万円	87億1,947万円	↑18.5

普通建設事業費は統合中学校建設事業などにより前年度比12億5,193万円(117.6%)の増加。

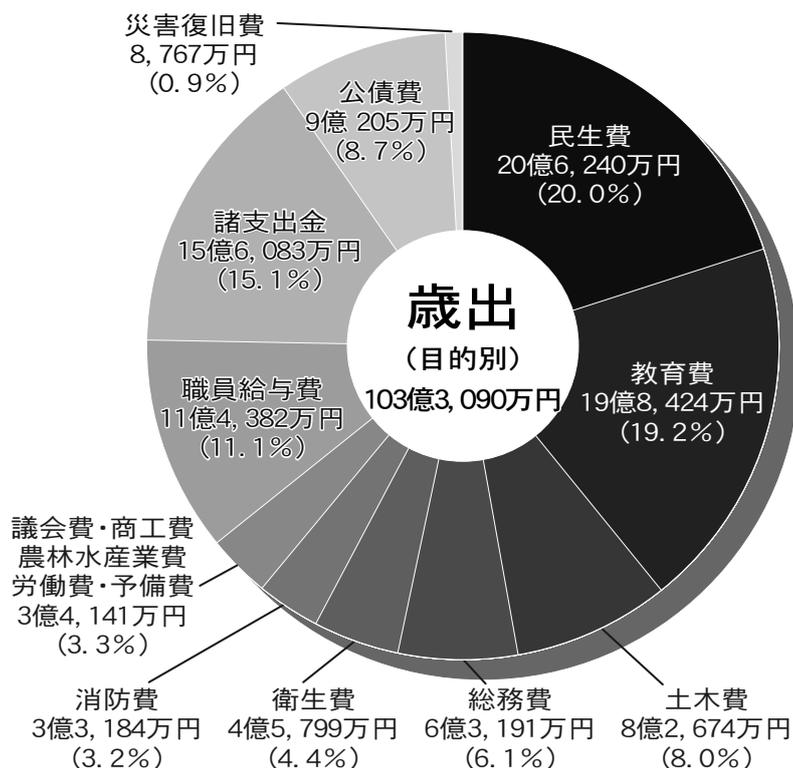
積立金はあかびらガンバレ応援基金の2年間の実績によって前年度比5,000万円(48.8%)の増加。

貸付金は人材育成・定住促進奨学金の増額によって前年度比1,311万円(35.4%)の増加。



統合中学校グラウンド整備のようす(平成28年度事業)

一般会計目的別歳出



【説明】

民生費 高齢者や生活保護など市民の福祉対策に使われる経費。  
 教育費 学校や社会教育の振興、学校施設の整備に使われる経費。  
 土木費 道路整備や公営住宅建設、除排雪に使われる経費。  
 総務費 庁舎管理や徴税、戸籍、選挙、監査委員などに係る経費。  
 衛生費 検診などの保健予防対策、ごみ処理や環境衛生などの経費。  
 消防費 消防や救急の業務、防火防災の普及啓発に使われる経費。  
 職員給与費 市で働く職員の給料などを支払う経費。  
 諸支出金 企業会計や特別会計に対する繰り出しなどの経費。  
 公債費 市が事業を行うために借り入れしていたお金の返済金。

# 平成29年度赤平市の家計

3月開会の市議会第1回定例会において、平成29年度の各会計予算が可決しました。新年度予算においても効率・効果的な予算編成に努め、「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」の4つの基本目標に基づく施策を最優先とし、「第5次赤平市総合計画」、「赤平市公共施設等総合管理計画」に基づく事業に取り組みます。

※「赤平市の予算～今年の予算の使い方」は広報5月号とともに配布予定です。



保育所では第2子の保育料が無料になります。総合戦略の子育て応援施策です。



寄附金をいただいた方への返礼品（写真は平成28年度版）

地方交付税は前年度比3,261万円(0.8%)の増加。

若干の景気回復などが効果となり、市税全体で前年度比418万円(0.5%)の増加。

寄附金などを原資とした目的基金繰入金は前年度比4,831万円(27.9%)の増加。

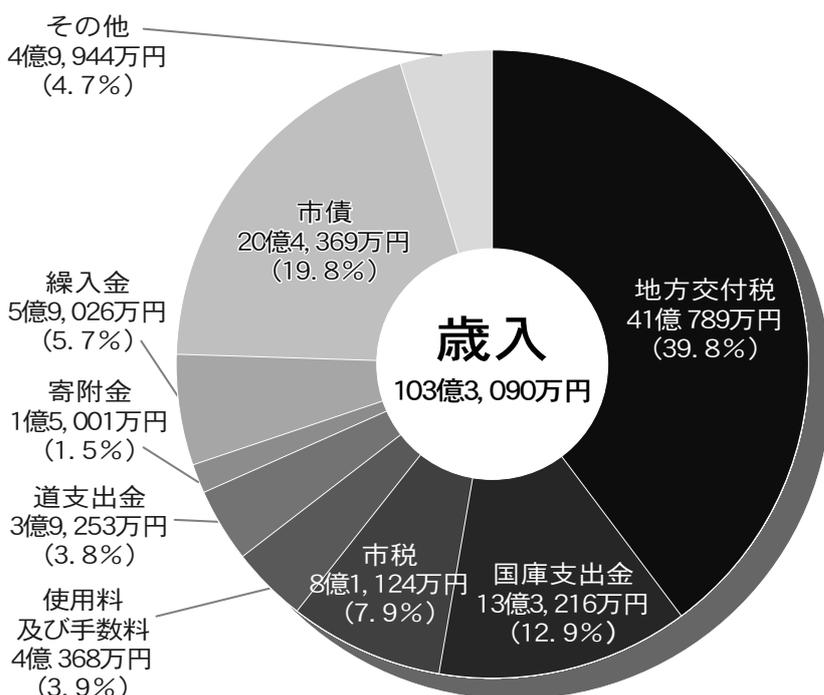
歳入不足額を調整する財政調整基金繰入金は前年度比2,148万円(6.4%)の増加。

市債は統合中学校建設に伴う新規借入れなどのため、前年度比13億637万円(177.2%)の増加。

## 各会計予算

会計区分	29年度当初予算	28年度当初予算	増減率(%)
一般会計	103億3,090万円	87億1,947万円	↑18.5
国民健康保険特別会計	18億7,997万円	19億3,189万円	↓2.7
後期高齢者医療特別会計	2億3,924万円	2億4,208万円	↓1.2
土地造成事業特別会計	廃止	17万円	皆減
下水道事業特別会計	5億7,855万円	6億458万円	↓4.3
霊園特別会計	481万円	474万円	↑1.5
用地取得特別会計	4,532万円	4,532万円	0.0
介護サービス事業特別会計	1,432万円	2億671万円	↓93.1
介護保険特別会計	14億4,539万円	14億2,037万円	↑1.8
水道事業(企業)会計	5億4,915万円	5億2,927万円	↑3.8
病院事業(企業)会計	27億778万円	27億1,522万円	↓0.3
合計	177億9,543万円	164億1,982万円	↑8.4

## 一般会計歳入



# 炭鉱遺産活用の基本構想(案)

全体の概算整備事業費と段階的整備の考え方

3月9日(木)に行われた市民説明会で基本構想(案)全体の概算整備事業費をお知らせしました。無償譲渡された炭鉱遺産施設の保存などに9億9,983万円(市負担1億2,772万円)、新設のガイダンス施設や公園の整備に7億5,680万円(市負担2億1,425万円)を見込んでいます。(事業費の算定は先月号の広報掲載に間に合いませんでした。)

基本構想(案)では「段階的な整備を行う」とあります。これは一気に合計17億円を超える事業を実施するということではなく、財政状況や国などからの有利な財源が活用できるときにその都度検討を行い、その時々において可能な範囲で整備をしていくということです。検討の際は常に市の財政負担の縮減を考え、必要に応じて構想の修正を行うなど、柔軟に対応していきます。財政負担については維持管理費が別にかかりますので、それも踏まえて慎重に検討します。

## ◆ 基本構想案のイメージ図と事業費の市負担額 ◆



### 炭鉱遺産施設の保存・継承・活用のための事業費【立坑、事務所棟、浴場棟】 (単位:円)

区分	事業費	財源・国からの財政措置額	市実質負担	償還金年額・償還期間
緊急的改修	116,620,000	過疎対策事業債 81,634,000	34,986,000	2,058,000 (17年)
長期的改修 耐震関係	883,210,000	国庫支出金 574,086,500 過疎対策事業債 216,386,450	92,737,050	5,455,121 (17年)

### 新設事業費【ガイダンス施設、遊び・スポーツ多目的ゾーン、パークゴルフ場ほか】 (単位:円)

区分	事業費	財源・国からの財政措置額	市実質負担	償還金年額・償還期間
ガイダンス施設	255,800,000	国庫支出金 127,900,000 補正予算債 63,950,000	63,950,000	3,197,500 (20年)
土木工事など	501,000,000	過疎対策事業債 350,700,000	150,300,000	8,350,000 (18年)

**追加開催**

**炭鉱遺産活用に関する  
市民説明会**

市民の皆さんからご要望を受け、追加開催します。

**【日時・場所】**

- ① 4月10日(月) 福栄地区集会所
- ② 4月11日(火) 文京生活館
- ③ 4月12日(水) 交流センターみらい

※ いずれの会場も18時30分から始めます。

**【内容】**

- 基本構想(案)・施設整備などについての説明
- 質疑・意見交換

**【問合せ】** 企画調整係 ☎32-1834

## 「愛真ホーム」の運営を 社会福祉法人赤平友愛会に移譲

特別養護老人ホーム赤平市愛真ホームは3月31日をもって赤平市直営での運営を終了しました。翌4月1日からは、市内に特別養護老人ホームを持つ社会福祉法人赤平友愛会が愛真ホームを運営します。

3月31日には市と赤平友愛会の関係者が集まり、「閉所式・引継式」が行われました。式では愛真ホームのあゆみを記録したスライドの上映や鍵の引き渡しセレモニーが行われ、市から赤平友愛会へと引き継がれました。

昭和53年に開設して以来39年にわたる市民の皆様からのご理解とご厚情に深く感謝を申し上げます。特に、あて布のご寄贈については多くの皆様にご協力いただきました。あらためてお礼申し上げます。

引き続き、愛真ホームと市の介護事業に対するご理解とご支援をよろしく願います。



【赤平市愛真ホームのあゆみ】

昭和53年4月1日

開設(50床、シヨート2床)

平成12年4月1日

介護保険制度開始。介護施設として許可を受ける。

平成29年3月31日

赤平市閉所式・引継式

赤平市による運営が終了。

平成29年4月1日

赤平友愛会へ経営移譲。

## 「思いやりあふれる手話言語条例」 空知管内初の手話言語条例を制定

手話は、口で話す言葉を手で補うだけのものと思っていまませんか。もしくは作戦を伝えるサインのように、暗号めいた難しいイメージでしょうか。

手話は、手話そのもので会話ができ立つ「言語」です。口の動きを補うという単純なものではありません。自分の意思を伝え、相手から情報を集めるときに普通につかう「言語」です。聴覚などに障がいを持つ方にとっては大切なコミュニケーション手段のひとつで、決して難しいものではありません。



制定を喜ぶ手話の会など関係者の皆さん

3月22日(水)の市議会本会議で「赤平市思いやりあふれる手話言語条例」が可決・成立しました。4月1日から施行されます。手話言語条例を制定する動きが全国で広がりをみせる中、赤平市は道内で11番目、空知管内では初の条例制定となります。

市では「赤平手話の会」の協力により、2年前から市議会市政執行方針演説や教育行政執行方針演説の手話通訳を始めました。また、昨年は手話奉仕員を養成する入門講座を開講し、今年には基礎講座を行います。

具体的な取組は始まったばかりですが、条例制定によって、市民に対する手話への理解と普及を進め、手話が必要とする市民が安心して生活できる地域社会づくりを目指していきます。



条例の提案説明を手話通訳する河村さん

### 手話奉仕員養成

### 『基礎講座』開講

手話奉仕員とは、地域の聴覚などに障がいを持つ方と手話でコミュニケーションができる手話ボランティアのことです。

養成講座は「入門講座35時間」と「基礎講座45時間」があり、今回は、昨年入門講座を受講された方を対象に基礎講座を開催します。両課程の修了者は手話奉仕員として市に登録することができます。

日時 4月13日(木)～9月28日(木)

毎週木曜日 18時30分～20時

場所 交流センターみらい

対象者

○18歳以上で聴覚障がい者の福祉に理解と熱意のある方。

○入門講座修了者、または同レベルの手話技術を有する方。

※入門講座修了者には別途お知らせします。

参加費

テキスト代3,240円程度

(テキストをお持ちの方は無料)

主催 赤平市社会福祉課

申込み 地域福祉係

☎ 32・2216

北海道の春は

赤平から



らんフェスタ赤平2017

- 期間 2017年4月14日(金)、15日(土)、16日(日)
- 会場 赤平市総合体育館
- 時間 9:30~17:00(入場は16:30まで)

4月14日(金)

9:00~9:15	オープニングセレモニー 開会式
9:30	開場
10:30~11:30 先着 15名 材料費1000円	実践セミナー プリザーブドフラワーデザイン 講師 池坊光明流清美会 家元 奥祥華氏
11:00~11:50	講演会「カトレアの 上手な育て方1・2・3」 講師 須和田農園 副園主 世界らん展組織委員会 副幹事長 江尻光二氏
17:00	閉場

○観らん券 おひとり様/1日券

前売500円 当日800円 (高校生以下無料)

●なかそらちの食と観光・物産フェア同時開催  
花業者即売会、園芸市、飲食コーナー、炭鉱遺産PRコーナー(15日・16日は立坑見学ツアーを実施)など

問合せ らんフェスタ赤平実行委員会事務局  
(赤平市商工労政観光課) ☎32-1841

4月16日(日)

4月15日(土)

9:30	開場
10:30~11:30 先着 15名 材料費1000円	実践セミナー プリザーブドフラワーデザイン 講師 池坊光明流清美会 家元 奥祥華氏
11:00~11:25	ミニコンサート ビリー・キング
11:00~11:50	講演会「カトレアの 上手な育て方1・2・3」 講師 須和田農園 副園主 世界らん展組織委員会 副幹事長 江尻光二氏
12:30~13:00	大道芸 パフォーマンス
13:30~13:55	ミニコンサート ビリー・キング
17:00	閉場

9:30	開場
10:30~11:30 先着 15名 材料費1000円	実践セミナー プリザーブドフラワーデザイン 講師 池坊光明流清美会 家元 奥祥華氏
11:00~11:25	ミニコンサート ビリー・キング
11:30~12:00	大道芸 パフォーマンス
12:00~13:15	特別講演会「笑いある人生」 講師 落語家 三遊亭 円楽氏 
13:30~13:55	ミニコンサート ビリー・キング
16:00~16:30	迎え花即売会
17:00	閉会式

入場の際は  
自由席 500円  
を別途ご負担  
いただきます。  
※指定席は完  
売しました。



赤平市への \ 移住・定住 / を応援します！  
 問合せ 企画課 移住・定住担当 ☎ 32-1834

# 祝金 若者の市内就職を 応援します！



## 移住定住促進就職祝金交付事業

市内への移住・定住を促すとともに、雇用の安定と活性化を図るため市内企業に就職する新規学卒者及び市外からの転入就職者に対して就職祝金(まごころ商品券)を交付します。

★対象の方

### ■新規学卒者

交付額: 5万円



中学校・高校・大学などのいずれかを卒業・退学後、1年以内に市内の事業所に就職した40歳未満の方

\*今年度は平成27年度に卒業された方が対象です。

### ■転入就職者

交付額: 3万円



平成28年3月1日以降に赤平市内に転入し、1年以内に市内の事業所に就職した40歳未満の方

★助成要件 (全ての要件を満たしていなければ交付できません。)

- 申請時に、赤平市内に住民登録があり居住している。
- 市内の事業所に就職し、かつ継続して1年以上勤務している。  
 ※ただし、就職後2年を経過した方は対象外となりますのでご注意ください。
- 外国人の場合、日本国に永住権を有している。
- 公務員ではない       市税などを滞納していない       暴力団員ではない

## 空き家を募集

3年間で9件の契約が  
成立しました！

### 住みかエール(空き家バンク)事業

移住・定住の促進を図るため、地域の空き家、アパートの情報を募集して、空き家の有効活用を進め、移住・定住の促進、住宅ストックの活用、地域の活性化を図るよう住宅情報を提供しています。



## アパート 社宅 戸建て 家賃を助成

3年間で市外から45名の方が移住されました！

### 民間賃貸住宅家賃助成事業

市外からの定住を促進するため、民間賃貸住宅に転居された方に、所定の要件を満たした場合、毎月3万円の家賃助成が最大5年間受けられます。社宅も助成の対象となりました。

※申請できるのは、市外から転入して1年以内に限ります。



# 売却しています

【問合せ】  
建設課建築係  
☎32-1844

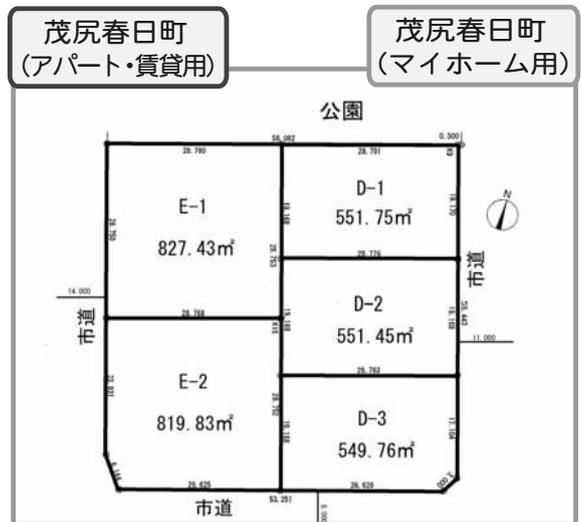
## 茂尻春日町(マイホーム用)

番号	面積		基準価格 (円)	譲渡価格 (円)
	(㎡)	(坪)		
D-1	551.75	166.90	1,379,000	<b>137,900</b>
D-2	551.45	166.81	1,379,000	<b>137,900</b>
D-3	549.76	166.30	1,347,000	<b>134,700</b>

## 茂尻春日町(アパート・賃貸住宅用)

番号	面積		基準価格 (円)	譲渡価格 (円)
	(㎡)	(坪)		
E-1	827.43	250.30	2,110,000	<b>211,000</b>
E-2	819.83	248.00	2,050,000	<b>205,000</b>

所在地 茂尻春日町3丁目1番地  
地目 宅地  
用途地域 第1種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)



## 平成29年度

# あんしん 住宅助成事業



市では、安心して長く住み続けられるよう、市民の皆さんが市内の建設業者に依頼して、自らが所有し住んでいる住宅のリフォームや解体工事を行う場合、工事費の一部を助成しています。

### 対象住宅

本市で自己が所有し、現に居住している住宅(併用住宅の場合は居住部分に限る)。

### 対象者

- 本市に住所を有している方(老朽住宅除却工事は除く)
- 市税などの滞納がない方(対象世帯全員)

### 助成要件

市内に事業所があり、建設業の許可を持った業者、または個人事業者が施工する工事(太陽光発電システム設置工事は除く)。

### 助成内容

下記の表を参照。  
リフォーム工事については何年度でも申請が可能です。ただし、

下表の限度額から平成22年5月以降ですでに受領した助成金の金額を差引いた額を限度額とします。

### 対象とならない工事

付属車庫や物置、門、塀、ロードヒーティング、融雪槽などの外構、植栽工事、水洗化工事など。

### 注意事項

資格・内容などの審査がありますので、必ず事前に申請手続きをされてから工事を着手してください。

※工事着手後の申請は受け付けできませんのでご注意ください。

### 実施期間

平成29年4月1日～  
平成30年3月31日

### 申込み・問合せ

赤平建設業協会  
(月)～(金) 8時30分～17時

☎32-2549

相談先 市役所建設課

☎32-1844

	対象工事費	助成率	限度額	対象
耐震改修工事	100万円以上	20%	50万円	耐震診断の結果、耐震不足と判定された建物
太陽光発電システム設置工事	100万円以上	出力1kwあたり6万円	20万円	新築住宅を含めた全住宅
リフォーム工事	50万円以上	10% (15%)	30万円 (45万円)	新築後5年を経過した住宅 ※()内は申請時に18歳未満の子どもが同居し子育てしている世帯の場合
老朽住宅除却工事	50万円以上	20%	20万円	昭和56年5月31日以前に着工された建物



市有宅地

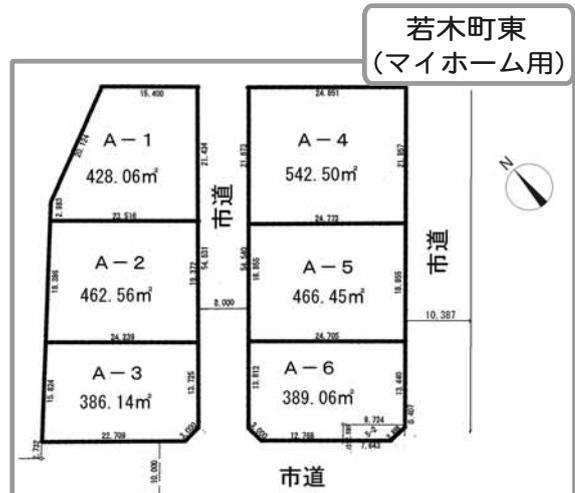
# 基準価格の1割で

## 若木町東(マイホーム用)

番号	面積		基準価格 (円)	譲渡価格 (円)
	(㎡)	(坪)		
A-1	428.06	129.49	1,329,000	<b>132,900</b>
A-2	462.56	139.92	1,480,000	<b>148,000</b>
A-3	386.14	116.81	1,273,000	<b>127,300</b>
A-4	542.50	164.11	1,771,000	<b>177,100</b>
A-5	466.45	141.10	1,522,000	<b>152,200</b>
A-6	389.06	117.69	1,307,000	<b>130,700</b>

所在地 若木町東3丁目2番地  
地目 宅地

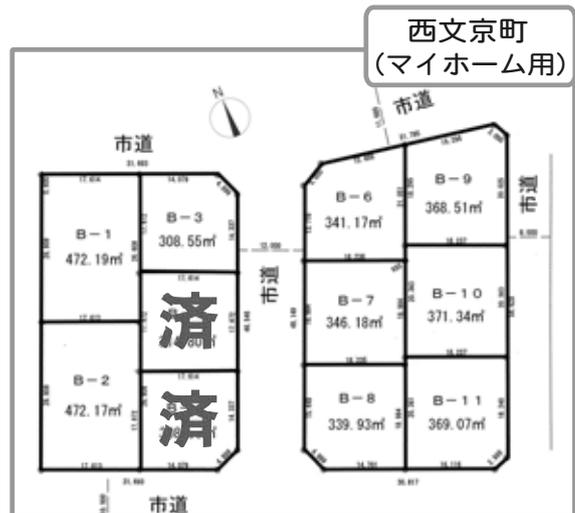
用途地域 第1種中高層住居専用地域  
(建ぺい率60%、容積率200%)



※A-1宅地  
敷地内に北海道電力電柱あり。

## 西文京町(マイホーム用)

番号	面積		基準価格 (円)	譲渡価格 (円)
	(㎡)	(坪)		
B-1	472.19	142.84	2,071,000	<b>207,100</b>
B-2	472.17	142.83	1,543,000	<b>154,300</b>
B-3	308.55	93.34	1,420,000	<b>142,000</b>
<del>B-4</del>	<del>314.80</del>	<del>95.23</del>	<del>1,354,000</del>	<del>135,400</del>
<del>B-5</del>	<del>308.55</del>	<del>93.34</del>	<del>1,300,000</del>	<del>130,000</del>
B-6	341.17	103.20	1,570,000	<b>157,000</b>
B-7	346.18	104.72	1,489,000	<b>148,900</b>
B-8	339.93	102.83	1,535,000	<b>153,500</b>
B-9	368.51	111.47	1,664,000	<b>166,400</b>
B-10	371.34	112.33	1,565,000	<b>156,500</b>
B-11	369.07	111.64	1,635,000	<b>163,500</b>



所在地 西文京町2丁目2番地・3番地  
※B-2宅地・出入口要検討。

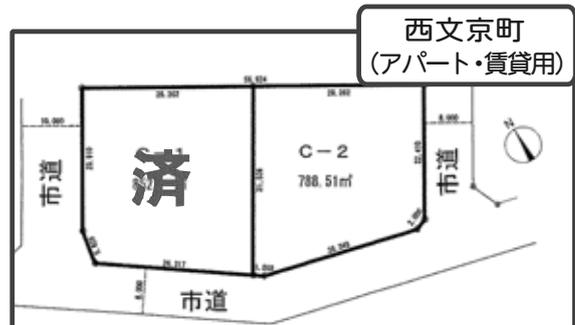
## 西文京町(アパート・賃貸住宅用)

番号	面積		基準価格 (円)	譲渡価格 (円)
	(㎡)	(坪)		
<del>C-1</del>	<del>852.81</del>	<del>257.08</del>	<del>3,252,000</del>	<del>325,200</del>
C-2	788.51	238.52	2,231,000	<b>223,100</b>

(西文京町マイホーム用、アパート・賃貸住宅用共通)

地目 宅地

用途地域 第1種住居地域  
(建ぺい率60%、容積率200%)



所在地 西文京町1丁目3番地  
※C-2宅地

敷地内に北海道電力電柱あり。  
水道管を本管まで接続する工事  
(約40m)があります。



# さまざまな助成事業で 住宅建設を応援しています

【問合せ】  
建設課建築係  
☎32-1844

※詳細については問合せください。

## 持家住宅建設等助成

市内在住者…市内業者の施工で 180 万円  
市外業者の施工で 150 万円  
市外転入者…市内業者の施工で 200 万円  
市外業者の施工で 170 万円  
あわせて、18 歳未満の子ども 1 人あたり  
20 万円分の「まごころ商品券」も交付。

市内にマイホームを新築する方に、費用の一部を助成。(新築・建売住宅)

### 対象・要件

- 住宅は玄関、トイレ、台所、浴室及び居室がある、延べ床面積 70 ㎡以上の一戸建て。
- 2 世帯以上が入居する住宅の場合は、入居する世帯にかかわらず 1 世帯とみなす。
- 住宅部分が上記の要件を満たす併用住宅(店舗・事務所などとの併用)も可。

## 中古住宅購入助成

	補助率	限度額
市内在住者…	<b>購入費の 25%</b>	<b>125 万円</b>
市外転入者…	<b>購入費の 30%</b>	<b>150 万円</b>

あわせて、18 歳未満の子ども 1 人あたり  
10 万円分の「まごころ商品券」も交付。

### 対象・要件

- 玄関、便所、台所、浴室があり住宅部分の延べ床面積が 60 ㎡以上のもの。
- 昭和56年6月1日以降に着手した住宅または建築基準法に基づく耐震基準に適合しているもの
- 申請者の配偶者及び 2 親等以内の方が所有している住宅は対象外となります。

## 民間賃貸住宅建設助成

市内にアパート・賃貸住宅などを建設する市内の個人や法人に、費用の一部を助成。

1 戸あたりの助成限度額

床面積30㎡以上 40㎡未満 …	90万円
床面積40㎡以上 …	100万円

### 対象・要件

- 対象者は市内に事業所(本社または支店など)がある法人、または市内に居住する個人。
- 戸建て 2 戸以上、または 1 棟あたり 4 戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅。
- 各戸に玄関、水洗トイレ、台所、浴室及び給湯設備が設置されているもので、市内の事業所(本社または支店など)がある法人が施工。
- 国・道・他の団体などから重複する助成金の交付を受けている方は対象外。

## 民間賃貸住宅リフォーム助成

市内にアパート・賃貸住宅などを所有する個人や法人に、改修費用の一部を助成。

1 戸あたりの改修工事費の 3 分の 1 相当額を助成 (10 万円を限度)

### 対象・要件

- 対象者は市内に民間賃貸住宅を所有する法人、または個人。
- 戸建て 2 戸以上、または 1 棟あたり 4 戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅。
- 居住性の向上を図るための修繕、模様替えなどを行う工事で、市内の事業所(本社または支店など。個人事業者を含む)がある法人が施工。
- 国・道・他の団体などから重複する助成金の交付を受けている方は対象外。

4月から

# 介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります

## 介護予防・日常生活 支援総合事業とは

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者が介護予防活動への参加により元気を維持し、地域の支え合いや事業者による生活支援を組み合わせることで、地域で自立した生活を送れるように支えていく事業です。

## 新制度移行の時期

- 新たに要介護認定を申請する方：4月1日以降に申請した方から新制度のサービスを適用
- 現在、要支援の認定を受けている方：4月1日以降に要支援認定の更新時期をむかえた方から順次、新制度のサービスを適用

## 介護予防・生活支援 サービス事業

対象：65歳以上で次のどちらかに該当する方

- ・ 介護保険の要支援1または2の認定を受けた方
- ・ 「基本チェックリスト」で生活機能の低下があると判定された方

※「基本チェックリスト」とは：介護予防が必要な方を早期に見するため、全25項目の簡単な質問に答えることで生活機能低下をチェックすることができ、国が作成した質問票です。

## 事業内容

- 【訪問介護相当サービス】
- 【通所介護相当サービス】
- 要支援1または2の認定を受けた方が利用している介護予防サービスのうち「訪問介護」と「通所介護」が総合事業に移行します。移行後もこれまで

のサービス内容、基準や料金などに変更はありません。

※新規で訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの利用を希望する場合は、必ず要介護認定を受けていただきます。

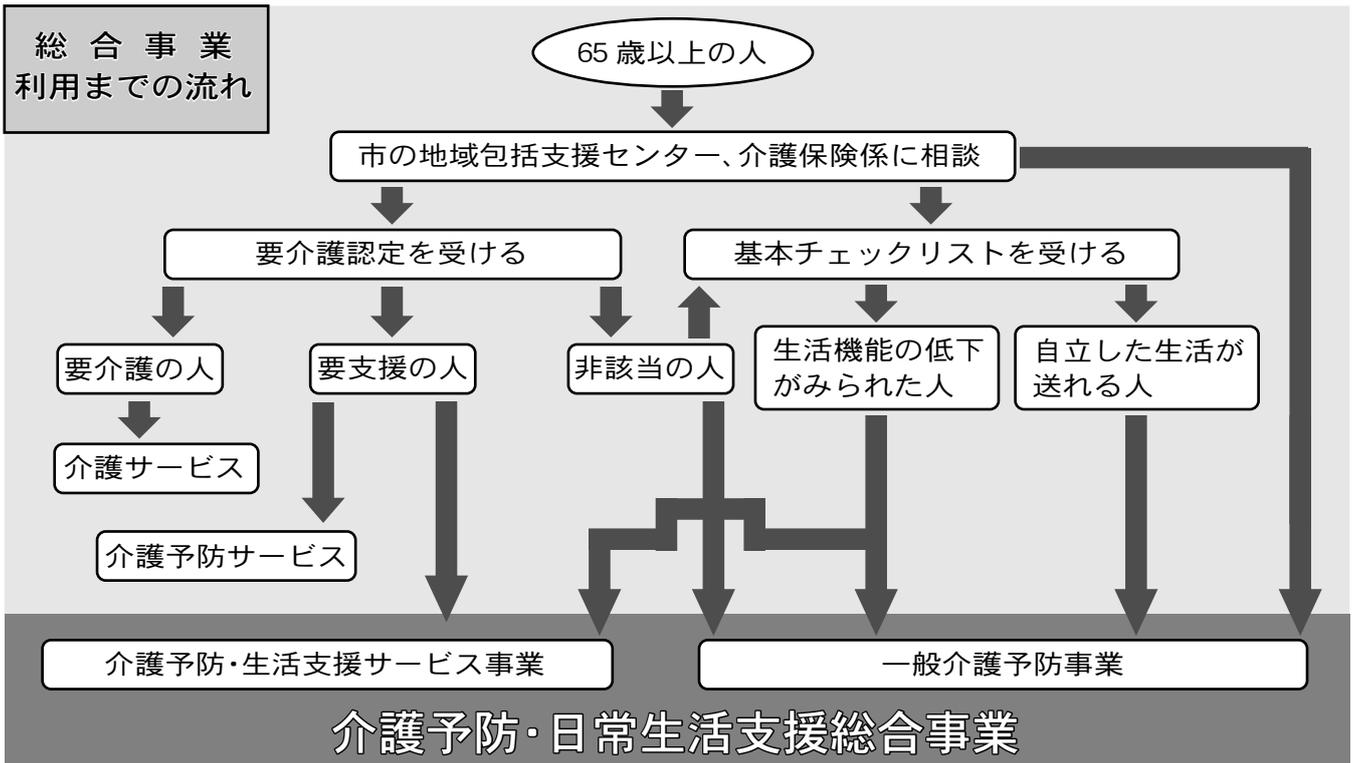
【ミニデイサービスかえで】  
要介護状態となるおそれのある高齢者に対して短時間の運動やレクなどを行ってきた「運動教室かえで」を、4月からミニデイサービスとして実施します。

## 一般介護予防事業

対象：65歳以上のすべての方

事業内容  
エリアサポーターが行う交流サロンや「ゆる元体操」、「ふまねっと運動」といった手軽に楽しくできる運動教室、また、これまでも行っている「まる元運動教室」や介護予防講演会などを実施します。

地域包括  
支援センター  
☎ 32-0661  
介護保険係  
☎ 32-2217



# 介護予防・日常生活支援総合事業

## 国民健康保険の届出、忘れていませんか？

国民健康保険は、職場の健康保険と違って、世帯主が加入・脱退などの届け出をしなければなりません。加入の届け出が遅れてしまうと、被保険者になった時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、被保険者証がない間の医療費は、全額を自己負担することとなります。

### 【注意】

被保険者証が変わったときは、医療機関に被保険者証が変わったことを伝えてください！

※資格のない被保険者証を使って受診した場合、総医療費から自己負担分を除いた額を市へ返還していただきます。

## 医療保険

information

問合せ  
医療保険係  
☎32-2214

下記のようなときは、必ず届け出をしましょう。

国保に加入	国保を脱退	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆他の市町村から転入したとき</li> <li>◆職場の健康保険などをやめたとき</li> <li>◆生活保護が廃止になったとき</li> <li>◆子どもが生まれたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆他の市町村へ転出したとき</li> <li>◆他の健康保険などに加入したとき</li> <li>◆生活保護が開始になったとき</li> <li>◆加入者(被保険者)が死亡したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆住所・氏名・世帯主などが変わったとき</li> <li>◆子どもが就学のため他の市町村に転出するとき</li> </ul>



## マイナンバーと本人確認が必要になります

- 個人番号カードをお持ちの場合は、マイナンバーの確認と本人確認が両方できます。
- 個人番号カードをお持ちでない場合は、以下のものが必要になります。

### 【マイナンバーの確認のために必要なもの】

マイナンバーの通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど。

### 【本人確認のために必要なもの】

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など写真つきのもの1点、公的医療保険の被保険者証(健康保険証)、介護保険被保険者証、年金手帳など官公庁が発行したもの2点(いずれも有効期限内のものに限る)

代理人が手続きされる場合、世帯主・対象者の上記のもの1点または2点と、代理人の方の身元確認できるものが必要となります。

## 「滞納者」にはしかるべき処分を。

自主的な連絡や相談がないと担当者は特別な事情の有無が一切把握できません。その場合は「滞納者」として調査し、処分(差押え)させていただきます。特別な事情がある方は、早急にご連絡をお願いします。



今月の  
納付

●介護保険料 第1期  
納期限 5月1日(月)まで

## 市税等 収納向上

information

問合せ  
納税係 ☎32-2219

～ 20歳以上の学生で国民年金保険料を納めることが困難なときは…～  
**学生納付特例制度をご利用ください**

20歳になると、国民年金の被保険者となりますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予されます。

保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

対象となる方は、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(学校教育法で規定されている修業年限1年以上の課程)に在学する学生などで、ご本人の前年所得が一定額以下の方です。

《申込みに必要なもの》

在学証明書(原本)または、学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)、印鑑をお持ちになって、戸籍年金係窓口へ申請してください。

承認された場合、期間は4月から翌年3月までの1年間となります。

また、承認期間から10年以内であれば、一定の金額を加算した国民年金保険料を追納できます。追納しない場合は、将来受給できる年金額が減額されます。

年 金  
information

問合せ  
 戸籍年金係  
 ☎ 32-1823  
 砂川年金事務所  
 ☎ 52-2144

平成29年度の  
国民年金保険料

定額保険料  
 月額 16,490円  
 (平成29年4月分～  
 平成30年3月分)

◎学生納付特例制度のメリット

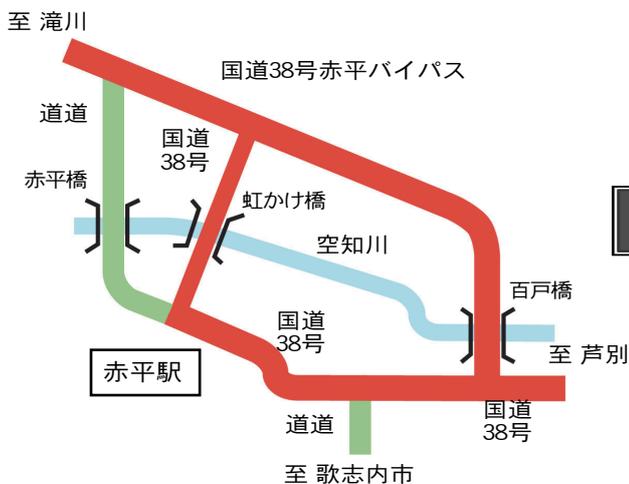
- ・年金を受けるために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・万一の事故などにより障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

4月1日以降、国道38号赤平バイパスから赤平駅前までの区間が赤平市に、赤平駅前から茂尻中央町までの区間が北海道に、それぞれ道路管理者が変わります。

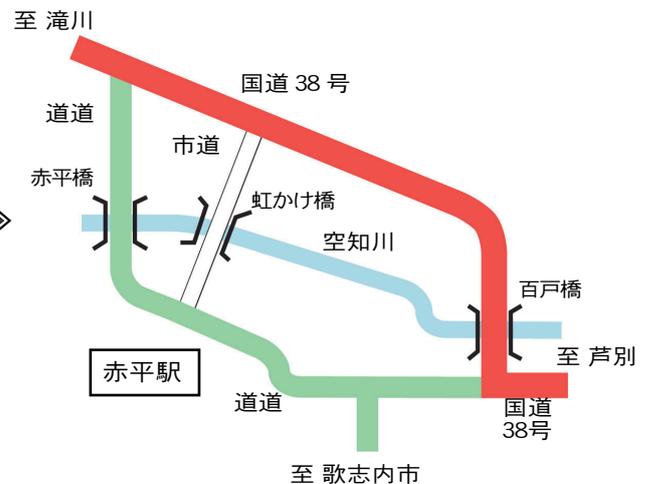
道路に関する手続き、問合せ先が変わりますのでご注意ください。

道路管理者  
変更のお知らせ

変更前(3月31日まで)



変更後(4月1日から)



国道のお問合せ先  
 札幌開発建設部滝川道路事務所  
 ☎ 22-4147

道道のお問合せ先  
 札幌建設管理部滝川出張所  
 ☎ 22-3434

市道のお問合せ先  
 赤平市建設課管理計画係  
 ☎ 32-1821



今だけ! 回数券を購入の方はさらに**2枚** お得!

# エルム高原温泉「ゆったり」



「ゆったり」 ☎34-2155  
「虹の山荘」 ☎34-2177  
赤平振興公社 ☎32-5121

エルム高原温泉「ゆったり」は、オープン以来、22年目を迎えました。これもひとえにご利用くださいます市民の皆さんのお陰です。日頃からのご利用に感謝の気持ちを込めて4月1日から4月30日までの間、特別感謝セールとして回数券大人12枚で5,000円のところ、**14枚5,000円**で販売します!

## ～ご宴会は「エルム」で～

レストラン「エルム」では、和食、和洋中ミックス、鍋の3コースを3,100円からご用意し、皆さんのお越しをお待ち申し上げております。  
ご宴会は、2時間まで部屋代サービス、入館料無料のほか無料送迎バスも運行いたしますので、申込みの際にご相談ください。

4月の半額の日は28日(金)です!

## 保養サービス券を交付します!

赤平市では、市内に居住する高齢者の健康増進を目的として保養サービス事業を実施しています。



- ▶対象者 赤平市に住所を有する65歳以上の方。
- ▶交付場所・日時 エルム高原温泉「ゆったり」で随時受付します。
- ▶持参するもの
  - ・新規の方は、住所及び年齢が確認できる健康保険証、運転免許証など。
  - ・保養サービス事業登録証をお持ちの方は登録証を持参してください。



## 保養バス運行表

▶保養サービスバスは、曜日ごとに3地区の運行を行っておりますので、ぜひご利用ください。

### A 地区(月曜日・木曜日)

平岸東町会館	9:18
平岸駅前	9:19
平岸マート前	9:20
平岸連絡所	9:21
平岸桂町(国道下道路)	9:23
茂尻本町集会所前	9:24
エルム工業前	9:26
茂尻栄町老人クラブ前	9:29
茂尻新町	9:30
百戸雇用促進住宅前	9:36
ケアハウスすいこう	9:37
交流センターみらい前	9:44
赤間入口	9:47
温泉「ゆったり」	10:00

### B 地区(火曜日・金曜日)

茂尻伊藤石油前	9:25
日の出町会館	9:28
マックスバリュ赤平店	9:30
赤平消防署前	9:32
中央会館(虹かけ橋下)	9:33
市役所下(川添通り)	9:34
宮下東団地付近	9:36
桜木町バス停付近	9:37
赤平西郵便局前	9:43
文京簡易郵便局前	9:44
温泉「ゆったり」	10:00

### C 地区(水曜日・土曜日)

桜木町研修センター	9:20
住吉獅子会館	9:30
工業団地入口(共和200番地)	9:36
共和地区集会所	9:37
十勝道路入口(幼稚園側)	9:38
若木町生活館	9:40
青葉団地入口(バス停下)	9:41
文京旧7イレブン前	9:42
カトウ薬房前	9:44
豊丘町会館	9:46
温泉「ゆったり」	10:00

帰路につきましては、3地区ともエルム高原温泉「ゆったり」を午後2時に出発し逆順路でお送りします。

※運休日→日曜日と「ゆったり」で指定した日につきましては、バスは運休となります。

# 2017 赤平らんオーナーズ倶楽部

## オーナー募集中!

年間3回または4回、指定された住所に赤平特産のコショウランをお届けします。

### 全4コース

<b>15,000円</b> ミディ4回 年4回コース	<b>20,000円</b> 大輪1回 ミディ2回 年3回コース	<b>25,000円</b> 大輪2回 ミディ1回 年3回コース	<b>30,000円</b> 大輪3回 年3回コース
-----------------------------------	---	---	----------------------------------

※別途送料がかかる場合があります

### ■無料配達区域

赤平市・芦別市・滝川市・歌志内市・砂川市・上砂川町・新十津川町・奈井江町・浦臼町・雨竜町

### ■有料配達区域(道内の例)

上記以外へのお届けは、荷造り送料が加算されます。  
年間3,700円から(3回コース)  
年間5,000円から(4回コース)



【問合せ・申込先】 赤平らんオーナーズ倶楽部事務局 (株)赤平振興公社内  
詳しくはホームページ、チラシをご覧ください。 ☎32-5121 FAX 32-5122  
<http://www.akabira.net/>

らんフェスタ会場で見本展示・申込み受付を行います。

●市立病院外来診療日程●

○…午前・午後とも診療  
△…午前のみ診療  
×…休診  
□…午後のみ診療

内科	整形外科	外科	産婦人科	皮膚科	泌尿器科	耳鼻咽喉科	小児科	眼科	月
○	△	△	休診	休診	△	×	○	×	月
○	□	△			×	△	○	×	火
○	△	○			□	×	△	×	水
○	△	△			△	×	○	×	木
○	○	△			×	△	○	○	金



市立病院の診療日程

医療



皮膚科外来からのお知らせ

■皮膚科外来は4月から当分の間休診することとなりました。

泌尿器科外来からのお知らせ

■都合により、4月20日(木)の受付時間は11時までとさせていただきます。

※それぞれご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

※初診の方、及び診療券(カード)をお忘れの方の受付は8時からです。土曜日、日曜日、祝日は休診です。

午後				午前
15時00分～16時00分	13時00分～15時00分	13時00分～14時30分	13時00分～15時30分	7時45分～11時30分
小児科	内科・外科・整形外科	眼科	泌尿器科	全科

再来受診機

平日の受付時間

市立病院スタッフ募集のお知らせ

◆募集職種及び人員

- ▶救急外来専従者(臨時職員/看護師・准看護師)
  - ・夜間当直 1,600円(時給)  
(1回の夜間当直につき23,200円)
  - ・日直(土日/祝日) 1,600円(時給)  
(1回の日直につき12,000円)
- ▶看護師・准看護師(嘱託・臨時・パート) …若干名  
(病棟・外来・透析)
- ▶病棟看護助手(嘱託・臨時・パート) …若干名  
(資格のない方でも応募可能です)

問合せ  
あかびら市立病院管理課 ☎32-3211(内線406)

30日(日)	29日(祝)	23日(日)	16日(日)	9日(日)	2日(日)	4月
なかもろファミリー歯科(滝川市) ☎26-2282	アダチ歯科(奈井江町) ☎65-2659	あむアンタルクリニック(滝川市) ☎0124-277313	若葉台病院(滝川市) ☎75-2266	よしもと歯科医院(芦別市) ☎0124-224618	フジタ歯科医院(滝川市) ☎24-8211	病・医院名

歯科診療時間 午前9時から正午まで

歯科





## 朝ごはん 食べて いますか？



市民健康ガイド

### 朝ごはんの働き

#### ◎ 体を目覚めさせる1日の活力源 ◎

ご飯などの主食となる炭水化物は脳にエネルギーを送る役割があります。

脳のエネルギーが不足すると、ぼんやりする、疲れやすい、イライラなどの症状が現れます。炭水化物はごはん、パン、めん、シリアルなどに多く含まれます。

#### ◎ 肥満の予防 ◎

朝ごはんを食べると体温が上昇し、活発に代謝が行われ脂肪が燃えやすくなります。

食べない生活を続けると体はエネルギーを節約しようとするため、体脂肪を燃やす能力が低下し、体に脂肪が蓄積されやすくなります。

#### ◎ 野菜不足の解消 ◎

1日の目標野菜摂取量は350gです。

1食でも食事が抜けると野菜不足になります。少なくとも1品は朝食で野菜を食べましょう。野菜の摂取量が増えると生活習慣病予防になります。

#### ◎ 便秘の予防 ◎

食べたものの刺激で腸が活発に働きます。

朝はこの働きが強く現れるので規則的な排便習慣がつけられます。

### 朝ごはんを食べる習慣をつけるためには

#### ◎ 食べる時間がないという方 ◎

すぐに食べられるものを用意する。

(パン、牛乳、ヨーグルト、果物など)

前日に準備する。

(材料を切っておく・夕食をつくる  
ときに朝食の分も用意するなど)

夜更かしせず、いつもより早起きする。



#### ◎ 食欲がないという方 ◎

寝る前や夜遅くに食べない。

夕食を食べすぎない。

お酒を飲みすぎない。

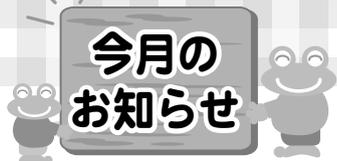
朝食を少量食べることから  
始めてみる。



### 元気がみつかる 「ほろカフェ」

誰もが気軽に参加できるコミュニティカフェです。健康について楽しくお話ししませんか。今月は都合により「工房赤平虹の架け橋」の手づくりスイーツの販売はありません。ご了承ください。

日時	4月13日(木) 14:00~16:00
場所	あかびら市立病院 かあさん食堂「ぼらん亭」
テーマ	睡眠について学ぼう、話し合おう



## 一般不妊治療 特定不妊治療の助成がスタート

市は、子どもがほしいと願って不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、今年4月から治療に要した本人負担額の一部助成を始めます。

【申請窓口】 健康づくり推進係

### ◎一般不妊治療費助成

1 対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律上の夫婦である方</li> <li>● 申請日において夫婦のいずれかが1年以上赤平市に住民登録を有する方</li> <li>● 医療保険に加入している方</li> <li>● 他の市町村で同一の治療に関して給付を受けていない方</li> </ul> <p>*すべてに該当する方が対象です。</p>
2 助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険適用の不妊治療、検査等の自己負担分</li> <li>● 保険適用外の不妊治療(体外受精・顕微授精は除く)の自己負担分</li> <li>● 申請に関する証明のため医療機関などが発行する文書料</li> </ul> <p>*4月1日以降に受けた検査、治療が対象です。</p>
3 助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 治療に要した自己負担の合計額</li> </ul> <p>1年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)につき5万円(上限)。</p>
4 助成期間	<p>一般不妊治療を開始した月の属する年度から連続する5年度までが限度。ただし、妻の年齢が43歳となる日の属する年度の3月31日までとします。</p>
5 申請期間	<p>原則1年度内に受けた治療をまとめ、治療を受けた日の属する年度内に申請してください。</p> <p>ただし、2月と3月の治療分につきましては、4月末日まで申請を受け付けます。</p>
6 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 赤平市一般不妊治療費助成事業申請書</li> <li>● 検査、治療及び調剤に係る領収書</li> <li>● 一般不妊治療医療機関受診等証明書</li> <li>● 印鑑と対象夫婦いずれかの口座</li> <li>● 住民票謄本(発行日から3カ月以内のもの)</li> <li>● 戸籍謄本(発行日から3カ月以内のもの。ただし、住民票謄本によって戸籍上の夫婦であることが証明される場合は不要)</li> </ul>

### ◎特定不妊治療費助成

1 対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けている方</li> <li>● 申請日において夫婦のいずれかが1年以上赤平市に住民登録を有する方</li> <li>● 他の市町村で同一の治療に関して給付を受けていない方</li> </ul> <p>*すべてに該当する方が対象です。</p>
2 助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 体外受精・顕微授精(北海道特定不妊治療費助成事業の対象となる治療)</li> </ul>
3 助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北海道特定不妊治療費助成事業で助成金額を控除した後の自己負担額</li> </ul> <p>採卵を伴う治療 : 1回につき15万円(上限)</p> <p>採卵を伴わない治療など : 1回につき7万5,000円(上限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 男性不妊治療を行ったとき</li> </ul> <p>上記自己負担額のほかに1回の男性不妊治療につき15万円(上限)</p>
4 助成期間	<p>北海道特定不妊治療費助成事業と同じ。</p>
5 申請期間	<p>1回の治療が終わり、北海道の助成決定がありましたら、治療を終了した日の属する年度内に申請してください。</p> <p>ただし、2月と3月の治療分については、4月末日まで申請を受け付けます。</p>
6 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 赤平市特定不妊治療費助成事業申請書</li> <li>● 道事業の助成決定の指令書の写し</li> <li>● 道事業の申請時に提出した特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し</li> <li>● 道事業の申請時に提出した治療及び調剤に係る領収書の写し</li> <li>● 道事業の申請時に提出した住民票と戸籍謄本の写し</li> <li>● 印鑑と夫婦いずれかの口座</li> </ul>

\*北海道特定不妊治療費助成事業：詳細は北海道のホームページをご覧ください。

**行政・公共**

**無料法律相談会**

無料法律相談会を開催します。  
債務整理、財産管理、成年後見申  
し立てなど、お気軽にご相談く  
ださい。

**日時**

- ◆ 4月4日(火) 歌志内市・上砂川町  
村田 雅彦 弁護士
  - ◆ 4月11日(火) 赤平市  
丸山 健 弁護士
  - ◆ 4月18日(火) 歌志内市・上砂川町  
渡部 敏広 弁護士
  - ◆ 4月25日(火) 赤平市  
大出 夏海 弁護士
- 赤平会場 市コミセン別館  
(商工会議所となり)

**開催時間**

- ▼ 赤平市・歌志内市 (10時～12時)
- ▼ 上砂川町 (13時30分～15時30分)



かわいいおともだちを  
紹介します!



さとう りゅうせいくん  
(3歳6カ月)

**あかびらの人口**

(平成29年2月末日現在)  
※( )内は前月比

総数	10,743人	(↓7)
男	4,913人	(↓3)
女	5,830人	(↓4)
世帯数	6,109世帯	(↓9)

**お天気メモ**

(平成29年2月)

	前年
最高気温	6.7℃ (4.9℃)
最低気温	-18.0℃ (-17.6℃)
降水量	44.0mm (75.0mm)
降雪量	193.0cm (189.0cm)
真冬日	14日 (18日)

**こんばんは市長室**

まちづくりや地域が抱える課  
題について、市長と直接お話し  
しませんか。昼間働いている方  
や大勢の中で話すことが苦手な  
方など、ぜひご利用ください。  
対象者 市内に居住されている  
方、または市内の企業に勤務  
されている方。

日時 4月24日(月) 18時～

(変更になる場合があります)  
※懇談時間は1人(1団体)30分  
となっております。なお、個人  
的なご相談は受付できません  
のでご了承ください。

**申込み・問合せ**

生活環境交通係 ☎ 32-22215  
歌志内市役所 ☎ 42-3217  
上砂川町役場 ☎ 62-2011

**受付**

4月3日(月)～10日(月)  
広報広聴係 ☎ 32-1834

**福祉タクシー券を交付します**

**交付対象者**

市内に居住する在宅者で、下肢・  
体幹・運動(移動)機能障害・視  
覚障害・心臓機能障害・呼吸器  
機能障害・腎臓機能障害・肝臓機  
能障害において、「身体障害者手  
帳」の交付を受け、その障がいの  
程度がそれぞれ単独で1、2級  
に該当する方。ただし、自動車税  
及び軽自動車税の減免を受けて  
いる方を除く。

※該当者には、通知を送付します。  
交付枚数 1人年間24枚(1枚  
550円×月2枚)

**有効期間**

4月5日～平成30年3月31日  
持参するもの 印鑑、身体障害者

**手帳、お知らせの通知  
交付日時及び会場**

4月5日(水) 東公民館  
9時～11時  
13時～17時 地域福祉係窓口  
※4月6日以降は地域福祉係窓  
口で交付いたします。

**菊島市長の氏名の表記を  
「好孝」に統一します**

これまで書類の種類などに  
よって使い分けをしていました  
菊島よしたか市長の氏名の表  
記(「美孝」と「好孝」)を、4月1日  
から「好孝」に統一することとな  
りました。請求書、契約書など、す  
べての書類で「好孝」を使用する  
こととなりましたのでお知らせ  
します。ご不便をおかけしまし  
たことをお詫び申し上げます。  
問合せ 秘書係 ☎ 32-22211

**司法書士中根事務所**

**◆業務内容◆**

登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)  
商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・  
簡易裁判所訴訟代理(※)(※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。

**同一案件につき初回の相談は無料です。**

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550

赤平市東文京町2丁目4番地2

ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



**こっちゃん募集中**

かわいいお子さん・お孫さんの  
写真を広報に載せてみませんか  
(市内在住、10カ月～3歳くらい)

現在、写真を募集中です。  
まずはご連絡ください。

広報広聴係 ☎ 32-1834



# お知らせ

## 定期行政相談

毎日の暮らしの中で、行政について苦情、要望、意見はありませんか。行政相談の対象は、国の行政機関、特殊法人（JＲやNTTなど）の業務、年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービスなどの業務です。相談は無料で秘密は厳守します。口頭、電話、手紙での相談にもおこたえします。気軽にお越しください。

**日時** 4月19日(水)13時～16時  
**場所** 市産業研修ホール2階  
(総合体育館横)

## 行政相談委員

堀口 妥氏・北村 則子氏

**問合せ** 生活環境交通係

☎32-22215

## 母子父子寡婦

### 福祉資金の貸付

道では、母子家庭・父子家庭・寡婦の方に、その経済的自立や子供の福祉を図るため、「修学資金」「就学支度資金」など各種資金を、低利、または無利子で貸していますのでご相談ください。

### ◎例「修学資金」の上限額

- 公立高校
- 自宅通学……月27,000円
- 自宅外通学……月34,000円
- 私立大学

- 自宅通学……月81,000円
- 自宅外通学……月96,000円

## 貸与金額

- 高校・高専(1～3年)……月額2万円以内
- 高専(4～5年)、修学年限が2年以上の専修学校・短大・大学・大学院……月額4万円以内

- 母子福祉資金は配偶者のない女子で現に児童(20歳未満)を扶養するものに対して貸し付ける。
- 父子福祉資金は配偶者のない男子で現に児童(20歳未満)を扶養するものに対して貸し付ける。

- 寡婦福祉資金は配偶者のない女子であつてかつて配偶者のない女子として児童(20歳未満)を扶養したことがあるもの(寡婦)、及び40歳以上の配偶者のない女子で児童(20歳未満)を扶養していないもの(寡婦を除く)に貸し付ける。

**問合せ** 子ども未来・医療給付係

☎32-22216

## 人材育成・定住促進奨学金の貸与申請受付

人材育成・定住促進奨学金の貸与申請を受け付けています。この奨学金は卒業後、返還中の年度における市内での居住や就労状況によって、全額または半額が免除されることがあります。手続きや免除の要件などは教育委員会にお問合せください。

☎32-22216

## 子ども相談支援センター

いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩み、子育て、しつけなど家庭教育に関する悩みなど相談してください。

**電話相談**(無料、毎日24時間対応)

☎0120-3882156

**メール相談** 急ぎのときは電話相談をご利用ください。

☎doken\_sodan@hokkaido-c.ed.jp

**来所相談**(10時～16時)

子ども相談支援センター  
札幌市中央区北3条西7丁目  
道庁別館8階

※詳しくは右記の電話相談で予約・問合せください。

## 各種手当の額が変わります

法律などの規定により、児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当などの手当額が、平成29年4月分から0.1%引き下げとなり、次のとおり改定されます。

### ●児童扶養手当

- 全額支給(月額) 42,290円
- 一部支給(月額) 9,980円

### ●第2子加算額

- 全額支給(月額) 9,990円
- 一部支給(月額) 5,000円

### ●第3子以降加算額

- 全額支給(月額) 5,990円
- 一部支給(月額) 3,000円

### ●特別児童扶養手当

- 1級(月額) 51,450円
- 2級(月額) 34,270円

### ●障害児福祉手当

- (月額) 14,580円

### ●特別障害者手当

- (月額) 26,810円

### ●経過的福祉手当

- (月額) 14,580円

## K&M Law ……初回相談料無料……

相続問題、離婚、借金問題、交通事故などの個人の問題から企業経営に関する法務まで、様々なご相談をお受けしています。初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください(電話予約制:平日9時から18時) **初回相談料無料** (滝川事務所) 滝川市花月町1丁目1番10号 TEL.0125-23-8455 http://www.kmlaw.jp

札幌弁護士会所属 弁護士法人 **小寺・松田法律事務所** ◆ 毎月第3土曜日 午後1時から4時まで休日相談開催 ◆ (土曜日相談の受付は前日まで)



生活

水道を使用する際の注意

■お引越など、水道を使用開始または使用中止したい場合は、必ず事前に連絡をお願いします。  
 ・水道を使用開始する場合(立会いが必要です)  
 ・水道を使用中止する場合(使用しなくなった場合でも、連絡がなければ基本料金がかります)

■水道の使用、所有者、使用用途が変更になる場合は、届出をしてください。  
 ■水道工事新設・改造・撤去などをするときは、市の水道の指定業者へ依頼してください。

問合せ 上下水道課管理係  
 ☎32-2218

山火事注意

「木々たちの聞こえぬ声が燃えて散る」  
 林野火災予防強調期間  
 4月15日～5月31日

春のヒグマ注意特別期間

4月1日(土)～5月31日(水)  
 本年も山菜採りが盛んになる季節を迎えますが、ヒグマによる人身事故は、山菜採りの際に多く

発生しています。

また、春先には森林内で親子グマ出没が多発しています。子グマは、好奇心が旺盛で、警戒心が薄いことから、人里付近に出没しやすいことも予想されます。子グマの近くには母グマがいますので注意しましょう。

問合せ 林業係 ☎32-1842

クマに遭わないために!

①クマの居そうな場所には行かないこと。②クマの足跡やフンを見つけたら、すぐ引き返すこと。③薄暗い早朝や夕方、濃霧時、降雨時に野山に入るのには避けること。④単独での入林はできるだけやめること。⑤鈴など音の出るものを鳴らし、人の存在をクマに知らせること。⑥残飯、空き缶などのゴミは、クマを引き寄せることになるので必ず持ち帰ること。

問合せ 林業係 ☎32-1842

入林・山菜採りの心構え6力条

①行き先を必ず家族などに知らせ、入林届に記入すること。私有林に入る場合も、所有者の承諾を受けてから入林すること。②単独での入林は、できるだけ避けること。③目立つ服装などで入林すること。④通信手段や笛、ラジオ、非常食、目印用テープ、

懐中電灯などを携行すること。

⑤造林用作業道には、立ち入らないようにすること。⑥迷ったら、落ち着いて行動すること。

問合せ 林業係 ☎32-1842

春の全国交通安全運動

実施期間 4月6日(木)～15日(土)  
 4月10日(月)  
 交通事故ゼロを目指す日

▼歩行中・自転車乗用中の交通事故防止  
 ▼後部座席を含めたすべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

▼飲酒運転の根絶

※各町内会では期間中の平日、通学時間帯に、各地域の実情にあわせ「早朝街頭啓発」を実施します。

問合せ 生活環境交通係  
 ☎32-2215

市民行事

総合体育館

こども体力測定会・走り方教室

お子さんの体力がどの位あるのか測定してみませんか。また、運動会も控えているこの時期に、少しでも速く走れるようにと、

走り方教室も開催します。多くの子どもたちの参加をお待ちしています。

日時 5月13日(土) 9時集合  
 参加対象者 市内小学生(参加申込書にて申込願います。)

申込期間 4月1日(土)～5月1日(月)  
 測定種目(8種目)  
 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン(往復持久走・50m走・立ち幅とび・ソフトボール投げ)

持ち物 運動できる服装・運動靴(外靴・上靴両方)・飲み物

参加申込先 総合体育館・市内各小学校(参加無料)

主催 赤平市・赤平市教育委員会

共催 北翔大学

問合せ 社会体育係(総合体育館内) ☎33-7750

交流センターみらい

第10回みらいまつり

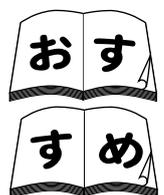
展示・芸能発表を行います。多くの皆様のご来場をお待ちしています。

開催日時

○4月1日(土) 展示9時～17時  
 ○4月2日(日) 展示9時～15時  
 芸能11時～14時

共催 赤平市教育委員会・みらいまつり実行委員会

図書館 今月の



『3人子持ち働く母の「追われない家事」』  
 尾崎 友史子 (挿) KADOKAWA



平日たった2時間で整う家事とは? 「最小の手間で最大の効果」をあげる考え方や、家事の全工程がまるわかり。時短のコツが満載。

『Red あかくてあおいクレヨンのはなし』  
 マイケル・ホール作 上田 勢子訳 子どもの未来社



レッドは、ラベルの色と実際の色が違うクレヨン。練習しても、みんなが手伝っても、どんなに頑張っても赤い色が描けません。ある日、新しい友だちがやってきて...

問合せ

図書館 ☎32-2224

# お知らせ

## 不便な便利屋 初雪

ロケ情報誌「ロケーションジャパン4月号」で「不便な便利屋2016初雪」が紹介されました。

ドラマで撮影された場所や観光情報など見開きで掲載していますので、ぜひご覧ください。



## 募 集

### 臨時保育士の募集

職種及び募集人員  
保育士：1名

期 間 6カ月以内(更新有り)  
勤務場所 文京または若葉保育所  
賃 金 時給1,010円(翌月15日支給)

勤務時間 7時から19時までの間で7時間45分勤務  
社会保険等 社会保険・雇用保険・労災保険に加入

応募資格 保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有し、幼稚園免許更新済みの方

申込方法 事前に臨時職員の登録が必要となりますので、登録申込書と履歴書(どちらも

総務課で交付)に必要事項を記入の上、総務課職員係へ提出願います。

※申込書・履歴書は赤平市ホームページからもダウンロードできます。

問合せ 子ども未来・医療給付係  
☎32-2216

### 平成29年度警察官採用試験

願書交付・受付期間

4月21日(金)まで(電子申請も同じ)

第1次試験日 5月14日(日)

受付資格

【A区分(男女)】

学校教育法による大学(短期大学を除く。)などを卒業した方(平成30年3月卒業見込者を含む。)

【B区分(男女)】

A区分以外の方(学校教育法による高等学校に在学中の方を除く。)

【年 齢】 (A・Bともに)昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方

問合せ 北海道警察本部採用センター ☎0120-86031

4、赤歌警察署警務課及び最寄りの交番 駐在所 ☎32-0110

## 善 意

ありがとうございました

【愛真ホームへ】

宝性寺和光会 敬称略  
大谷婦人会宝性寺支部 敬称略  
光運寺大谷婦人会 敬称略  
西田若子(平岸仲町) 敬称略

## 広報のつばやき

◆先日、取材で小学校の卒業式にお邪魔しました。卒業生の皆さんのなかには、火太鼓で出会った子も数名。出会ったころは、あどけない表情だったみんなが中学校の制服を着て力強く歩く姿を見て私は終始涙腺がゆるゆるでした。

今月号で「広報あかびら」での登場も最後です。取材を通して、人の魅力を伝えることの難しさを感じたお仕事でした。取材に協力いただいた皆さん、読んでくださった皆さん、本当にありがとうございました！またね！

／地域おこし協力隊野口暢子

◆卒業式で今までお世話になった方々に感謝を述べる場面を見て、感動しながら自分の当時のことを思い出しました。本当に色々な人に支えられてここまで来れたなと改めて実感します。／D

◆「エルム高原雪あそび」。開会式の前から雪に飛び込んでいく子どもたち。外は何かと危険と言われ、家でゲームばかりかと思いきや、子どもはやっぱり雪を求めているんだなと思いました。／S

## 道営住宅入居者の募集

募集戸数	<ul style="list-style-type: none"> <li>■文京団地3LDK5戸</li> <li>■豊丘南団地2DK2戸</li> <li>■宮下団地3LDK29戸</li> </ul> ・応募者多数の場合は抽選となります。 ・宮下団地は随時募集しています。
資 格	暴力団員でない方 単身者は入居できません。 (豊丘南2DKのみ単身者可) ※詳細は受付時にご説明します。
家 賃	世帯の収入によって決定
入 居	6月1日(木)予定
受 付	期間 4月20日(木)～22日(土) 9時30分～18時30分※22日(土)のみ17時まで
	場所 交流センターみらい研修室1
抽 選	日時 4月25日(火)10時～
	場所 交流センターみらい研修室1
問 合 せ	MMS マンションマネージメントサービス(株)担当：袴田 (平日8時45分～17時30分) ☎23-3071

## 広報あかびら

2017年(平成29年)4月号

赤平市役所

〒079-1192 赤平市泉町4丁目1番地  
 ☎0125-32-2211 FAX0125-32-5033  
 URL <http://www.city.akabira.hokkaido.jp/>  
 Email [info@city.akabira.hokkaido.jp](mailto:info@city.akabira.hokkaido.jp)  
 赤平市役所公式 FacebookとYouTubeも公開中



(エルム高原)

## エルムで雪あそび

2/25

子どもにもっと雪に触れてもらうことが目的のこの行事。宝探しやかまくらづくりなどをし、子どもたちはたくさん雪あそびをしました。



(AKABIRAベース)

## がんがん祭り

3/5

市内6店舗が出店し、それぞれ味付けや具材にこだわった「がんがん鍋」が集まり、来場者は食べ比べをしながら体をあたためました。



(東公民館)

## 東公民館まつり

3/12

歌・芸術・踊りなどを、会場に集まった来場者に披露しました。中には、一緒に踊ったり、歌ったりして楽しむ来場者の姿もありました。



(みらい)

## フォトコンテスト 2016 表彰式

3/17

今回で3回目となるフォトコンテスト。市内外54点の応募があり、どの作品も力作ばかりで素晴らしい作品が多くありました。



陽乃さん 太生さん 蒲原さん (市役所)

## 青少年善行表彰

2/21

佐藤陽乃さん・佐藤太生さん(環境美化活動と学校での児童会活動)、蒲原理子さん(文化活動)がそれぞれの活躍を認められ、表彰されました。



(空知総合振興局)

## 空知管内教育実践者表彰

2/24

青少年育成連絡協議会会長として、市内の子どもたちの育成に尽力されている佐藤よう子氏が空知教育局長から表彰されました。